

## 自治体ポイントの見直し案

## 事項 1

- ・ 自治体ポイントについて、市区町村に加え、都道府県も活用できることとする。
- ・ その場合、自治体ポイントの用途は
  - － 基本的にオンライン販売とする。
  - － アンテナショップ等県有施設における実地販売も可とする（県有施設の所在市区町村が既に自治体ポイントを設定している場合には、両団体間で連絡・調整を行うものとする。）。
- ・ 有効期限については、市区町村の自治体ポイントと同様に 300 日とする。

## 事項 2

- ・ 市区町村が自治体ポイントに参加しない場合、当該市区町村からの求めに応じ、当該団体を代行するかたちで都道府県が市区町村の自治体ポイント(都道府県が市町村名を使ったポイントを設定する、いわゆる代行自治体ポイント)を設定する。
- ・ 事業実施主体は都道府県となるため、自治体ポイント口座は都道府県が設定する。自治体ポイント名やポイントの用途については、当該市区町村と都道府県が協議の上、設定することとする。
- ・ なお、代行自治体ポイント設定後、当該市区町村が自治体ポイントに参加しようとする場合には、代行自治体ポイントに係る債権債務を継承することとする。

以上